

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第2回）議事概要

1 日時

平成21年3月27日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

村瀬均（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，小川正持刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 山崎事務総長あいさつ

懇談会の開催に当たり，山崎事務総長から，あいさつがあった。

(2) 調査票の回答状況等について

小川刑事局長から，資料2に基づき，調査票の回答状況等について説明がされた。

（酒巻委員）

参加困難月について，地域によって何か特別な傾向は見られたか。たとえば，その地域の産業・農業の特質等によって，申立ての内容に特定の傾向はあったか。もしそのような傾向があれば，それに合わせて審理計画等も検討する必要があると思う。

また，今回の調査票の回答状況は，個別の事件で実際に何人くらいの候補者を裁判所にお呼びするのかということにも影響すると思うが，その基準や

判断要素としてはどのようなことが考えられるのか。

(今田委員)

調査票を返送した人たちの中でどれくらいの人が就職禁止事由や定型的な辞退事由等を申し立てたかは分かるが、返送しなかった人をどう見るかが問題である。返送しなかった人の中にも、一定程度、辞退事由等に該当する人が残っていると思われるが、その割合とか傾向がある程度分かれば、呼び出す人数を決めるのも容易になるのではないか。

(龍岡委員)

その地域の産業構造によって、たとえば、農業地域であれば、農繁期には少し多めに呼び出すということもあるのではないか。

(小川刑事局長)

申立ての中身については現在各地方裁判所で検討中であるが、それぞれの地域に特徴的な業種・業態があって、申立ての内容に一定の傾向が見られるようであれば、調査票を返送していない方でも、質問手続において同じような内容を申し立てる可能性があるかと予測することができるかもしれない。

また、呼び出すべき人数については、まず、予定されている審理日数に大きく影響されると考えている。審理日数が長ければ、それだけ支障がある方も多くなるであろうから、多めに呼び出すということになる。このほか、諸外国における出頭率や、最高裁がこれまで行ってきた意識調査の結果等も参考にしながら、人数を決定することになると考えられる。

(山崎事務総長)

呼び出すべき人数をどう定めるかは各裁判所でも一番悩ましい点である。出頭する方が少なすぎると制度の運用に支障を来すし、多すぎれば、裁判員等に選ばれずにお帰りいただく方々の不満が高まってしまう。

(村瀬オブザーバー)

地方裁判所でもまだ煮詰まっていない点ではあるが、初めのうちは少し多

めに呼び出すという形で運用し，出頭率等の状況を見ながら呼出人数を減らしていくというように，具体的な運用で工夫していくことを検討している。また，参加の支障という点は，補充裁判員をどの程度置くかということにも影響するが，この点も，公判前整理手続を経て，様々な状況を見ながら最終的に決めるということになるのではないかと考えている。

(小野委員)

補充裁判員については，最初のうちはある程度置くという方向になるのか。

(龍岡委員)

急に裁判員の都合が悪くなるという点でいえば，今回の調査票の回答状況からみて，8月や12月は都合が悪くなる方が出やすいという見方もできるかもしれない。

(小川刑事局長)

補充裁判員を置くかどうか，何人置くかという点も，やはり審理日数に影響されると思うが，審理期間が長ければ当然置くということになるのではないか。

(村瀬オブザーバー)

模擬裁判でも，途中で急に裁判員役が抜けるという事態があった。このような事態に備えるという意味で，補充裁判員という仕組みを上手く活用することを地方裁判所でも検討しているところである。

(3) 裁判員等に対するアンケートの内容等について

小川局長から，事務局側のたたき台として，裁判員等に対するアンケートの内容等について次のとおり説明がされた。

裁判員，補充裁判員，裁判所に出頭したが選任されなかった裁判員候補者をアンケート対象とする。

アンケート用紙は，裁判員，補充裁判員，裁判員候補者のそれぞれの立場に合わせて，別々に3種類作成する。

全体の分量としては、回答者の負担に配慮し、注意書き等も含めて最大でA4用紙4枚分、20項目程度とする。

質問項目の枠組みとして、裁判員用のアンケートでは、回答者の属性に関する質問（性別、年齢、職業、育児・介護の有無）、裁判が始まるまでの手続等についての質問（裁判所に来る前の参加意識、不安・支障、選任手続期日のお知らせの送付時期や内容等）、裁判について（審理内容の理解しやすさ、理解しにくかった理由等、評議の雰囲気や進め方等）、裁判員を務めた感想等（裁判に参加したことの意義、裁判所の対応等）の4パートを設ける。

補充裁判員用のアンケートでは、補充裁判員は評議に参加しないことや、いつ正式な裁判員に選任されるか分からない不安定な立場にあるといった特殊性を考慮した質問項目とする。

裁判員候補者用のアンケートでは、選任されなかった裁判員候補者は審理・評議に参加しないことや、裁判所に出頭したにもかかわらず選任されずに帰ることになったという点により生ずる特有の不満に配慮した質問項目を設ける。

より詳細な分析を可能とするため、アンケート用紙に事件番号、呼出状送付時期、審理日数、自白・否認の別を裁判所が記入する欄を設ける（審理日数、自白・否認の別は裁判員用及び補充裁判員用のみ記入）。

【参加前後の意識の変化に関する質問について】

（小川刑事局長）

参加前に抱いていた不安としては、これまで最高裁が行った意識調査の結果等を参考にして、(1)自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる、(2)法律の専門家ではないのに裁判という難しい職務を正しく行うことはできないのではないかという不安がある、(3)専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない、(4)冷静に判断

できる自信がない，(5)被告人やその関係者の逆恨み等により，身の安全が脅かされるのではないかという不安がある，(6)裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない，(7)裁判に参加することで仕事に支障が生じる，(8)裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる，(9)その他，(10)特にないという10項目を設けることを考えている。

そして， の裁判員を務めた感想等の中で，参加したことの意義（有意義であったかどうか，その理由は何か）を尋ねることで，一定程度意識の変化を見ることができると考えている。

（今田委員）

選択肢が10項目もあるというのは，多すぎて読みにくく，また，答えにくいのではないか。

（内田委員）

同感である。選択肢の数は，基本的に5肢程度に納めた方がよい。

参加前に抱いていた不安が，参加後，どのように解消されたか，あるいは残ったままなのかという，意識の変化をきちんと把握するためには， の裁判員を務めた感想等のパートでは，有意義だったかどうかという聞き方ではなく，参加前の不安に対応するような形で具体的な選択肢を設けた方がよい。

また，参加前の意識は，できる限りその時点（選任手続終了直後）で聞いた方がよい。後から振り返って回答するとなると，回答者は合理的に回答しようとして，前後の意識を再構成してしまうことから，アンケートを選任直後と裁判終了後の2回に分けて実施するということはできないか。

（菅野審議官）

アンケートは無記名方式で行うことを予定している。2回に分けると，前後の回答用紙を回答者ごとにつき合わせるのが困難になってしまうおそれがある。

（龍岡委員）

回答のしやすさという意味では、アンケート用紙上も、参加前の意識と参加後の意識を分けて聞くのではなく、1か所の質問の中で意識の変化を聞くのがよいのではないか。

(梶井委員)

参加前の意識といっても、皆不安を持っていて当たり前であるし、小川刑事局長が説明したような選択肢のうち少なくとも(1)から(5)については、結局、全員が選択することになるのではないか。1か所の質問の中で変化を聞くような形にして、特に参加後の意識を中心に聞くというのがよいのではないか。

(小野委員)

実際に参加してみてどうであったかが重要である。参加前の不安等という形ではなく、の裁判員を務めた感想等の中で、小川刑事局長が挙げたような項目を具体的に聞いた方がよいのではないか。

【アンケートの回答時期・回答時間の確保等について】

(酒巻委員)

参加前後の意識の変化を聞くという点では、答えてもらう時期も重要である。どの時期に、どの程度の時間を取って回答してもらうのか。たとえば、初日にアンケート用紙を渡しておいて、書けるところから書いてもらうという方式にすれば、それほど負担にもならないし、参加前の意識も早い段階で回答してもらえるのではないか。

(小野委員)

アンケートに回答するための時間という点では、評議終了後、判決までの間に書けるところは書いてもらうということになるのではないか。

(藤田委員)

裁判員等には、まずは裁判に参加してもらって、きちんとその職務を果たしてもらうことが重要である。職務終了後の充実感がある状態で回答しても

らうというのが自然ではないか。その意味では、最初にアンケート用紙を渡してしまうというのはどうかと思う。

(龍岡委員)

仮に最後にアンケート用紙を渡すとしても、事前に「アンケートに答えてもらう」といった予告が必要であろう。

(菅野審議官)

事務局としても、回答してもらう時期を適切に選ぶことや、回答のために十分な時間を取ることは重要と考えている。たとえば、初日の段階でアンケート用紙を渡して、参加前の意識を始めとして書けるところは書いてもらうということも考えられるが、他方この場合のデメリットとすると、早い段階で全部の質問に答を書き込んでしまったり、記載した用紙を紛失してしまうおそれがあることが挙げられる。評議終了後、判決宣告までの間であれば十分な回答時間を確保することができるのではないかと考えられる。いずれにしても、こうした様々な観点から、具体的な実施方法を検討しているところである。

(小川刑事局長)

いずれにせよ、具体的な進行の在り方については、事件の内容や審理日程、進行状況等により、いろいろなパターンが考えられるところである。したがって、アンケートについても、必ずこの場面で書いてもらわなければならないというような硬直的な運用ではなく、ケースに応じて柔軟に考えていけばよいのではないかと考えている。

(藤田委員)

アンケート用紙は、判決宣告当日に必ず回収するのか。回答用紙を郵送してもらうこともあり得るのか。

(今田委員)

できる限り、職務を終えたばかりのホットな状態で回答してもらえよう

にするのがよいと思う。

(小川刑事局長)

中には、早く帰宅しなければならない方や、疲れてしまって後で回答したいという方もいると思われるので、そのような方には後日郵送してもらうなど、柔軟に対応したいと考えている。

【各パートごとのバランス等について】

(内田委員)

今回のアンケートで最も重要なのは の裁判についての部分であり、選任手続の関係についてはあまり聞く必要はないのではないかと。最も聞きたい質問に重点を置いて、全体としてできる限りコンパクトなものにした方がよい。

(龍岡委員)

の裁判についての部分が中心になるというのはそのとおりだが、円滑な運用という観点からは、選任手続に関する質問項目も重要であると思う。

(榊井委員)

全体でA4用紙4枚程度という人が多い印象である。3枚程度にならないか。また、答えてほしい質問から先に並べるという観点からすると、選任手続関係の質問は最後の方に位置付けてもよいのではないかと。

(今田委員)

その観点からいえば、 の回答者の属性についての質問は、回答者の負担を考えて、冒頭ではなく最後に聞くということも考えられる。いずれにしても、 の裁判についての部分が最も重要であることは間違いがないのであるから、他のパートと同じ分量でなくてもよい。バランスとしては、他のパートの分量を少なくして、この部分を厚く聞くということも考えられるのではないかと。

結局、何のためにこのアンケートを行うのか。このアンケートで何を心得て、それをどのように運用上の改善につなげていくのかということをごきちんと言

める必要があるということだと思う。

(小野委員)

一当事者の立場からすると、審理・評議の分かりやすさについては、いろいろと細かく質問したいところである。たとえば、単に分かりやすさを抽象的に聞くのではなく、用語の分かりやすさという観点や、分かりやすい話し方という観点など、観点ごとに少し細かく聞いた方がよいのではないか。

(酒巻委員)

質問の分量はできる限り少ない方がよい。余り質問を細かくすると、それだけで分量が増えてしまう。また、審理・評議の分かりやすさについては、事件の内容にも左右されるということにも配慮する必要がある。

(小川刑事局長)

審理の分かりやすさについては、分かりにくかった原因として、(1)事件の内容が複雑であった、(2)何が争われているか分かりにくかった、(3)証拠や証人が多数であった、(4)証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった、(5)証人や被告人の話聞く時間が長く、集中力が続かなかった、(6)審理時間が長く、集中力が続かなかった、(7)休憩時間が少なく、疲れてしまった、(8)その他といった選択肢を設けて、個々の事案に踏み込みすぎないように質問することを考えている。

(榊井委員)

小川刑事局長が今挙げられた選択肢では、重複があるように感じる。できる限り選択肢を少なくした方がよい。

(今田委員)

選択肢を設けるに当たっても、そのデータをどのように活かしたいのかを念頭に置いて表現を練る必要がある。

【アンケート結果の活用方法について】

(藤田委員)

よりよい運用の実現という意味では、アンケートの結果を検察官や弁護人にも還元して、法曹三者全体で検討していく必要がある。

(山崎事務総長)

アンケート結果の活用の仕方としては、個別事件の審査ということにならないように配慮して、ある程度まとまった形で、各庁での法曹三者での検討会等における研究活動の資料等にするとということも考えられる。

【まとめ】

(椎橋座長)

ここまでに出た議論を整理すると、全体の分量はできる限りコンパクトにすべきであること、審理・評議に関する質問項目を中心にするのがよいこと、選択肢は、回答者の負担に配慮して、できる限りコンパクトにすべきであることは共通した意見であるが、参加前後の意識の変化をどのように聞くかという点が論点ということと思われる。

(小川刑事局長)

本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、事務局の方で、アンケートの項目を整理し、最終的な項目を固めたいと考えている。最終的に固まったアンケート項目については、改めてご報告したい。

(4) 裁判員候補者専用コールセンターの運用結果の概要等について

小川刑事局長から、資料3に基づき、裁判員候補者専用コールセンター運用結果の概要等について説明がされた。

(酒巻委員)

今回、コールセンターに寄せられた質問等を踏まえて、次年以降の名簿記載通知について改善すべき点等があったか。

(小川刑事局長)

今回は、回答を集計する際の便宜も考慮して調査票をマークシート方式で回答してもらうこととしたが、質問用紙と回答用紙が一体になっている方

がよいというご指摘もあった。このようなご指摘も踏まえて、改善に努めていきたい。

(山崎事務総長)

今の点も含めて、調査票の記載方法が分かりにくいといったご指摘もある。まだ工夫の余地があると考えている。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第3回 6月3日(水)午前10時から

(以上)